

1 景観計画区域

本町では、自然景観など地域特性を生かした良好な景観の形成を図るため、本町全域を景観計画区域に定めます。

これにより、景観計画に定める方針、届出対象行為や行為の制限の対象区域を町内全域とし、町内全ての地域において景観法に基づく施策を活用します。



2 景観形成重点区域

景観計画区域の中で、良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認められる区域を「景観形成重点区域」として定め、当該区域における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めます。

○東郷池景観形成重点区域

本町は、町の強みである「東郷池」を生かしたまちづくりを行っています。これにより、東郷池を中心とした豊かな自然などの良好な景観の保全・育成を図っていくため、東郷池とその周辺の区域を「東郷池景観形成重点区域」として定めます。



※県道東郷湖線、県道倉吉青谷線、県道東郷羽合線の内側（池側）

【各路線の区間】

- ・ 県道東郷湖線：浅津橋南端 ～ 長和田三叉路 (①～②)
- ・ 県道倉吉青谷線：長和田三叉路 ～ 藤津交差点 (②～③)
- ・ 県道東郷羽合線：藤津交差点 ～ 浅津橋南端 (③～①)